

令和2年度
「学まち連携大学」促進事業
Q & A

令和2（2020）年4月

（公財）大学コンソーシアム京都
京 都 市

【目 次】

1. 事業の背景・目的

- 問1 「学まち連携大学」促進事業の趣旨は何か。
- 問2 全学的に地域連携に取り組むとはどういう意味か。
- 問3 スタートアップ型及び発展型の両方に申請することはできるのか。
- 問4 既に本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラムを有している場合、新たな教育プログラムの開発等が必要となるのか。

2. 事業概要

- 問5 正課外のみのも事業でもよいか。
- 問6 京都市内をフィールドとするとあるが、京都市内を含む隣接地域（自治体）での取組は対象となるか。
- 問7 地域企業については、京都市内の企業が対象になるのか。
- 問8 既に地域との連携の実績がある場合は申請できないか。
- 問9 発展型に関して、連携先となる大学（協力大学）でも全学的な展開が必要か。
- 問10 補助金等の併給について、国や府から補助金を受けている場合は申請できるか。
- 問11 学まちコラボ事業や区の区民提案型支援事業に申請したが、本事業に申請できるか。
- 問12 学部長等による申請は可能か。
- 問13 複数の大学による共同申請は可能か。
- 問14 補助期間最大4年間は、採択されれば保証されるか。
- 問15 補助期間は必ず4年間である必要があるのか。2年や3年ではいけないのか。
- 問16 採択された場合、採択以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。
- 問17 補助期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。
- 問18 毎年度、事業報告書及び決算書、翌年度の事業計画書及び予算書を提出することとなっているが、初年度から必要か。
- 問19 補助金額は、どのように算定されるのか。
- 問20 補助金額の上限額は、1事業（大学）当たりの上限額か。
- 問21 発展型において、連携先となる大学（協力大学）で資金が必要となる場合は、どのように執行すればよいか。
- 問22 コーディネーター以外に、既に在籍している職員の人件費に支出することは可能か。
- 問23 学生がアシスタントとして従事した場合に、人件費や謝金を支給することは可能か。
- 問24 旅費を学生に対して支出することは可能か。
- 問25 実践教育を行うため、学生が実習等を行う場合に必要となる宿泊費を支給することは可能か。
- 問26 外国への旅費の支出は可能か。
- 問27 取組を実施するに当たり、学生の保険加入に係る経費を支出してもよいか。

- 問 28 光熱水費は何を想定しているのか。
- 問 29 毎年度の事業報告書・決算書や翌年度の事業計画書・予算書の提出と中間評価による進捗管理の違いは何か。
- 問 30 事業目的に京都に関わりを持つ学生の増加とあるが、目標を設定する際、就職率など定着につながる指標を設定することは必須か。
- 問 31 「大学・地域連携サミット」とはどのようなものか。

3. 審査方法・基準等

- 問 32 「学まち連携大学」促進事業選定委員会の委員の氏名は公表されるのか。
- 問 33 ヒアリング審査は公開されるのか。
- 問 34 ヒアリング審査は、全ての申請に対して行われるのか。
- 問 35 ヒアリング審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

4. 申請様式等

- 問 36 事業責任者とは誰を指すのか。
- 問 37 申請に当たり、補助金額の上限まで計上しなければならないのか。
- 問 38 補助金額の上限まで計上している事業とそれに満たない少額の事業では有利・不利があるのか。
- 問 39 予算書（様式4及び様式7）に、令和3（2021）年度以降の補助金充当額を記載する欄があるが、補助金充当額や充当項目は採択後に変更できるのか。
- 問 40 申請様式や補助金執行に関する事務の管理で注意すべきことはあるか。
- 問 41 来年度以降は、新たに補助対象事業を募集するのか。
- 問 42 1年目から成果を出す必要があるか。
- 問 43 「行政のみとの連携は対象外」としているが、市立の小・中学校のみとの連携・協働事業も対象外となるか。

1. 事業の背景・目的

問1 「学まち連携大学」促進事業の趣旨は何か。

答1. 本事業により、地域と連携した教育プログラムの開発及び実施に全学的に取り組む大学を後押しすることで、以下の点の実現を目指します。

- ① 特定の学部・分野だけでなく全学的に地域連携に取り組む大学の裾野の拡大
- ② 他大学のモデルとなる先進的な地域連携の取組の促進
- ③ 卒業後も京都に暮らし、地域企業に就職するなど、京都に関わりを持つ学生の増加

問2 全学的に地域連携に取り組むとはどういう意味か。

答2 特定の学部・学科等にとどまる取組ではないことを言います。

全学部・全学科での取組実施を必須要件とするものではありませんが、学部・学科の枠を超えて、多くの学生が関わるができる取組となること、また、そのような実施体制を整備することが望ましいと考えています。

問3 スタートアップ型及び発展型の両方に申請することはできるのか。

答3 各大学における地域連携の取組状況を考慮し、どちらか一方にのみ申請してください。

なお、発展型の連携先となる大学（協力大学）が、スタートアップ型に申請することは可能ですが、その場合、補助金の対象となる取組から、発展型で実施する取組は除いてください。

問4 既に本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラムを有している場合、新たな教育プログラムの開発等が必要となるのか。

答4 スタートアップ型では、新たな教育プログラムの開発は必須要件ではありませんが、現状の教育プログラムのままでは本事業の対象となりません。申請するには、大学を挙げた取組として、現状の教育プログラムを更に充実・発展させたものとする必要があります。

発展型では、これまでの取組の継続、充実・発展したものではなく、先進的かつ新規の取組が対象となります。

2. 事業概要

問5 正課外だけの事業でもよいか。

答5 対象は「正課又は正課外」としているため、正課外だけの取組も申請可能です。

ただし、審査においては、正課外だけの事業より、正課としての取組が含まれている事業をより高く評価します。

問6 京都市内をフィールドとするとあるが、京都市内を含む隣接地域（自治体）での取組は対象となるか。

答6 原則、京都市内における地域連携の取組を対象とするため、隣接地域（自治体）での取組を対象とすることはできません。

問7 地域企業については、京都市内の企業が対象になるのか。

答7 京都市内に事業所を置く企業等（※）を対象とします。

※ 社会福祉法人や特定非営利活動法人等を含む。

問8 既に地域との連携の実績がある場合は申請できないか。

答8 申請可能です。その際は、既存の連携の実績を踏まえ、新たなプログラム開発や既存の取組を充実・発展させてください。

※ 発展型は、新たに開発する教育プログラムのみが支援対象。

問9 発展型に関して、連携先となる大学（協力大学）でも全学的な展開が必要か。

答9 発展型に関しては、申請主体となる大学が協力大学と取組を協働実施することで、協力大学による地域連携の発展・充実につなげることを目指しています。協力大学での全学的な展開までを求めるものではありませんが、協働実施により、協力大学における地域連携の取組が積極的に展開されることを期待するものです。

問10 補助金等の併給について、国や府から補助金を受けている場合は申請できるか。

答10 京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都からの補助金等の併給はできませんが、国や府からの補助金との併給は可能です（国や府の補助金が京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都からの補助金等の併給を禁止している場合を除く）。

問11 学まちコラボ事業や区の区民提案型支援事業に申請したが、本事業に申請できるか。

答11 京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都の他の補助事業に申請した取組については、本事業で補助金を交付する対象の取組に含めることはできません。

問12 学部長等による申請は可能か。

答12 本事業は、趣旨・目的において大学を挙げた取組の実施を掲げているため、申請者は学長に限定しています。

問13 複数の大学による共同申請は可能か。

答13 複数の大学による共同申請は可能です。

ただし、共同申請を行う場合は、事業の進捗や目標管理、資金管理等について責任を持つ大学を定めてください。

問 14 補助期間最大 4 年間は、採択されれば保証されるか。

答 14 令和 3（2021）年度以降の予算については、京都市会の議決事項であるため、必ずしも保証するものではありません。

また、毎年度の事業の進捗状況や、3 年目前半に行う中間評価の結果によっては、補助金の減額又は打ち切りを行う場合があります。

問 15 補助期間は必ず 4 年間である必要があるのか。2 年や 3 年ではいけないのか。

答 15 補助期間の上限は 4 年間です。

ただし、少なくとも 2 年目以降から大学を挙げた取組体制が構築され、十分な事業展開が図られること。また、補助期間終了後も、引き続き、大学を挙げた取組として、自立的に事業が継続できる計画が具体的に示されている場合について、補助期間が 4 年に満たない場合であっても申請可能とします。

問 16 採択された場合、採択以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。

答 16 初年度については、交付決定の日から事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、遡って経費を充当できません。2 年目以降は、各年度 4 月 1 日から経費を充当できます。

問 17 補助期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。

答 17 本事業は、全学的な地域連携の取組のスタートアップ経費として必要な経費を支援するためのものであり、補助期間終了後も事業を継続していただくことを前提としています。補助期間終了後も自立的に事業を継続できる計画を策定してください。

問 18 毎年度、事業報告書及び決算書、翌年度の事業計画書及び予算書を提出することとなっているが、初年度から必要か。

答 18 必要です。2 年目以降の補助金額の算定の基礎資料となります。

問 19 補助金額は、どのように算定されるのか。

答 19 補助金額の配分は、「学まち連携大学」促進事業選定委員会における審査結果等を踏まえ、各大学からの交付申請額に基づき、事業計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都が決定します。また、翌年度以降は、事業報告書及び決算書、翌年度の事業計画及び予算書の内容や中間評価の結果を踏まえ、決定します。

問 20 補助金額の上限額は、1 事業（大学）当たりの上限額か。

答 20 補助金額の上限額は、1 事業（大学）当たりの上限額です。例えばスタートアップ型では、当該上限額までの取組を 3～4 件程度採択することを予定しています。

問 21 発展型において、連携先となる大学（協力大学）で資金が必要となる場合は、どのように執行すればよいか。

答 21 申請主体となる大学から、連携先となる大学（協力大学）に対して、分担金や委託費、謝金等で必要となる経費を配分することができます。この場合、協力大学での執行状況について、申請主体となる大学で適切に管理してください。

問 22 コーディネーター以外に、既に在籍している職員の人件費に支出することは可能か。

答 22 人件費は、地域と大学をつなぐ役割を果たすコーディネーター等の新規雇用（常勤、非常勤を問いません）に係る支出を想定しており、既に在籍している常勤の職員の人件費には支出できません。

ただし、既に在籍している非常勤の職員については、本事業に従事するために勤務日数や勤務時間を増やす場合、充実分の人件費に充当することは可能です。この場合、本事業に従事するために勤務日数等を増やしたことを証明する資料の提出を求める場合があります。

問 23 学生がアシスタントとして従事した場合に、人件費や謝金を支給することは可能か。

答 23 可能です。ただし、学生の修学活動の対価として学生に謝金等を支払うことは認められません。アシスタントについて、雇用契約を結んで人件費として計上するか、謝金として計上するかは、各大学の規定に基づいて判断してください。

問 24 旅費を学生に対して支出することは可能か。

答 24 本事業の趣旨・目的に鑑み、学生個人が負担した国内旅費（交通費を含む）についても、取組を遂行するにあたり直接必要な経費であれば支出可能です。ただし、旅費は、原則として補助対象経費総額の10%以内です。

問 25 実践教育を行うため、学生が実習等を行う場合に必要となる宿泊費を支給することは可能か。

答 25 学生が実習等を行うための宿泊費についても、問 24 同様支出可能です。ただし、宿泊費に食費は含みませんので注意してください。

問 26 外国への旅費の支出は可能か。

答 26 あくまで市内における地域連携が目的となるため、外国旅費は認めていません。

問 27 取組を実施するに当たり、学生の保険加入に係る経費を支出してもよいか。

答 27 可能です。「採択された取組を遂行するに当たり直接必要な経費」の範囲内です。

問 28 光熱水費は何を想定しているのか。

答 28 例えば、空き店舗や空き家等を活用して取組を実施する場合に必要な光熱水費を想定しています。

問 29 毎年度の事業報告書・決算書や翌年度の事業計画書・予算書の提出と中間評価による進捗管理の違いは何か。

答 29 毎年度の提出物については、補助金の交付に当たって、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都が進捗を確認するもので、翌年度の補助金額を算定する際の基礎資料となります。中間評価については、外部有識者が評価するもので、翌年度以降の事業の改善や補助期間終了後の事業の継続を見据えた評価を行います。

目的・目標の達成が困難又は不可能と判断された場合には、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。

問 30 事業目的に京都に関わりを持つ学生の増加とあるが、目標を設定する際、就職率など定着につながる指標を設定することは必須か。

答 30 就職率など、定着につながる指標の設定は必須ではありません。

目標設定に関しては、定量的なもので、意欲的な目標を各大学で設定してください。

問 31 「大学・地域連携サミット」とはどのようなものか。

答 31 各大学等における地域連携の事例や、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都における学まちコラボ事業、京都市各区の区民提案・共汗型まちづくり支援事業における大学・地域連携の事例を広く発信するとともに、互いに交流を深めていただく場として、例年12月頃に開催するものです。

次回の大学・地域連携サミットは令和3（2021）年度に開催を予定しており、この中で、採択大学における事例発表をしていただきます。

3. 審査方法・基準等

問 32 「学まち連携大学」促進事業選定委員会の委員の氏名は公表されるのか。

答 32 審査の公平性を期すため、非公開とします。

問 33 ヒアリング審査は公開されるのか。

答 33 審査及び審査資料共に非公開です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、ヒアリング審査は実施せず、書面審査により選考する場合があります。

問 34 ヒアリング審査は、全ての申請に対して行われるのか。

答 34 全ての申請に対し行う予定をしています。

ただし、申請件数が過度に多くなった場合等、すべての案件についてヒアリング審査を実施することが難しくなった場合は、予定を変更する場合があります。

問 35 ヒアリング審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

答 35 あくまで事業実施主体である申請大学関係者へのヒアリングを想定しています。

4. 申請様式

問 36 事業責任者とは誰を指すのか。

答 36 事業の運営を実際に統括する常勤の教員又は職員を想定しています。
申請者となる学長は兼ねることができません。

問 37 申請に当たり、補助金額の上限まで計上しなければならないのか。

答 37 補助期間の計画策定に当たり、毎年度の経費の計上は、その年度に実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。
なお、経費の妥当性、必要性も審査しており、明らかに過大であったり、不必要な経費を計上することは評価に影響します。

問 38 補助金額の上限まで計上している事業とそれに満たない少額の事業では有利・不利があるのか。

答 38 ありません。事業規模に応じて、事業実施に必要な経費を計上してください。
なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を作成してください。

問 39 予算書（様式 4 及び様式 7）に、令和 3（2021）年度以降の補助金充当額を記載する欄があるが、補助金充当額や充当項目は採択後に変更できるのか。

答 39 予算書に記載する令和 3（2021）年度以降の補助金充当額等については、あくまで予定であり、内容が大きく変更しない範囲内であれば、変更は可能です。
なお、令和 3（2021）年度以降の補助金額については、毎年度提出する翌年度の予算書等を基に決定します。

問 40 申請様式や補助金執行に関する事務の管理で注意すべきことはあるか。

答 40 出納簿を備え、証拠書類を整理し、本事業が完了した翌年から 5 年間保管してください。
なお、本事業の経理は、大学の他の経理と明確に分けてください。

問 41 来年度以降は、新たに補助対象事業を募集するのか。

答 41 本事業は、今年度採択した事業を最大 4 年間補助するという主旨であり、現時点では、来年度以降の募集は予定しておりません。

問 42 1 年目から成果を出す必要があるか。

答 42 できるだけ早い時期に具体的な成果をだしていただくことが望ましいですが、必ずしも 1 年目から成果を出す必要はありません（1 年目企画・開発→2 年目実施など）。申請していただいた補助期間内に最大の成果を上げられるよう、事業計画を御検討ください。

問 43 「行政のみとの連携は対象外」としているが、市立の小・中学校のみとの連携・協働事業も対象外となるか。

答 43 当事業でいう「行政」とは、京都市各局，区役所，区役所支所等，市の事務事業を執行する機関を想定しており，市立小・中学校，保育園，幼稚園などとの連携事業は対象となる取組に含まれます。